



事 務 連 絡
平成28年3月18日

各
〔 都 道 府 県
政 令 市
特 別 区 〕 生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部生活衛生課

入れ墨（タトゥー）がある外国人旅行者の入浴に関する対応について

入れ墨がある外国人旅行者と入浴施設等との摩擦を避けることにより、できるだけ多くの外国人旅行者に入浴を楽しんでいただくことを目的として、別添により、観光庁が関係業界に対し周知を行ったところです。

つきましては、貴職におかれましても、別添の趣旨に鑑み、不当な理由により入浴拒否が生じないように、管内の入浴施設等に対し周知徹底を図るとともに、適切な対応を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。